

平成29年度収入申告書について

同封の収入申告書は、平成30年4月からの家賃を決める大切な書類です。

提出期限までに必要書類をそろえ、ご提出ください。



●下記に該当する世帯は、家賃が減免される可能性があります⇒減免を希望される方は申請が必要です！

家賃の減免基準

⇒平成29年度の課税証明書で市民税・県民税の所得割額が世帯全員0円であること。

⇒世帯収入合計が生活保護基準以下であること等。

減免申請書は管理センターで取得してください。詳しくは、別添の【平成29年度の収入申告についての2ページ】をご参照ください。 ※現在、減免を受けている世帯は同封の申請書および添付書類を提出してください。

台風への備えは万全ですか？

例年、7月～9月は台風が多く発生します。台風へ備え下記をご確認ください。

台風が来る前の確認

■非常用品の確認

ライフラインが途絶えた時に備え、事前に準備しましょう。

■気象情報の確認

事前の台風情報を確認しましょう。

■自転車置き場の確認

自転車が倒れないよう確認しましょう。

■玄関ドアの確認

ドアクローザーが故障していると開閉時に挟まれる危険性があります。

■避難所・経路の確認

市立小中学校、市民センターが災害時の避難所です。

ベランダ周りの確認

■物干し竿の確認

飛ばされないよう固定するか、屋内に取り込みましょう。

■排水口の確認

ゴミ等が詰まっていると、ベランダが浸水することがあります。

■飛びやすい物の確認

植木鉢やダンボール等、風で飛ばされそうな物は屋内に移動しましょう。

台風が去った後の確認

■破損箇所がないかを確認

修繕が必要な場合は、下記お問合せ先まで連絡してください。

■排水口の確認

目詰まりを起こしていないか確認しましょう。



お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者



一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

ホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30～17:15 その他夜間休日についての緊急トラブル(水漏れ・断水・停電等) 緊急を要する事故等(火災・安否確認等)は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

高齢者に安心な公営住宅へ

当センターでは75歳以上の単身者の方に週1回電話をおかけする「安心コール」を実施しています（希望された方のみ）。
近隣にお住まいの方々におかれましても、ふだんから目配りをしていただき、安心して高齢者が住める環境づくりにご協力をお願いいたします。



樹木の剪定について

雑草や木の枝が伸びる季節です！

団地内や駐車場周りの除草・低木（2メートル以下）の剪定は、入居者の皆様方をお願いしております。自治会を中心に、団地の環境整備にご協力をお願いいたします。
※生垣等を自治会で剪定しなかったことにより、2メートルを超したのも自治会でお願いいたします。
※大量の草木を処分する時は、事前に清掃事務所（029-241-0058）へご相談ください。
※刈払機を使用した除草作業については、十分にご注意ください。
また、清掃活動等で生じる万が一の事故に備え、自治会活動保険への加入をお勧めします。



迷惑駐車は止めましょう！

団地内の空きスペースや団地近隣道路への迷惑駐車に対する苦情が増えています！

迷惑駐車は、近隣の方に迷惑をかけるだけではなく、事故を誘発するおそれもあり、大変危険です。また、緊急の際には、緊急車両の通行の妨げにもなります。
自動車は、周りに迷惑をかけないよう各自の責任で保管場所を確保し、迷惑駐車は絶対にやめてください。



手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	子供が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人を変更する時	連帯保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。